

安八町告示第89号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年7月20日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり通知する。

平成30年 9月18日

安八町監査委員 清 伸二

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成30年7月20日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年7月24日、輪之内町・安八町議会交流会の折のタクシー代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年1月25日付 安総第324号 情報公開決定通知書
2. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
タクシー代（7/24 輪之内町・安八町議会議員交流会の折）
3. 平成29年度 証拠書類貼付台紙（請求・明細書）
4. 平成28年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
タクシー代（11/1 臨時議会懇親会の折）

5. 平成28年度 証拠書類貼付台紙 (請求・明細書)

第2 監査委員の除斥

本件請求は議会事務局に係る公金の支出に関するものであり、山中美恵子監査委員は当該会への出席者であるため、「自己の従事する業務に直接利害関係のある事件」にあたるとして、法第199条の2の規定により本件監査から除斥とした。

第3 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、平成30年8月2日に清伸二監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第4 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、請求の趣旨にて、平成29年7月24日に開催された輪之内町・安八町議会交流会の折に利用したタクシー代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

また、請求人が、請求の理由の中で、平成28年の11月1日の臨時議会懇親会の折、使用されたと思われるタクシー利用が、公務でなく私的な利用であると推察した上で、本件請求に係るタクシー利用も監査委員がその詳細について調査し、違法若しくは不当なタクシー使用であった場合は、安八町が被った損害を補填せよと主張している点について、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年8月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、8月7日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条第4項の規定に基づき、本件請求に係る公金の支出について平成30年8月13日、23日及び9月14日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

議会事務局を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 タクシーチケットについて

タクシーチケットの使用等に関する規則等特段の定めはない。

タクシーチケットは議会事務局が所持している。

タクシー業者から毎月送付される当該月分のタクシーチケット利用分の請求書に基づいて、議会事務局担当が支出命令書を作成し、決裁後、会計室に送付され、支出される。

2 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 平成29年7月24日、輪之内町と安八町議会議員17名は安八町役場において議員交流会を行った。この会には、来賓として県議会議員1名と両町の町長も出席した。

(2) 会の開催にあつては、輪之内町、安八町が毎年交代で幹事局を務めている。平成29年は安八町が幹事局であり、安八町議会議員より輪之内町議会議員、県議会議員、輪之内町長、安八町長に対して案内文書が送付されていた。

(3) この会は、2町の議会議員が一堂に集い、地域住民から公選された住民の代表としての議員活動の更なる向上を図るとともに、議会の改革や機能の強化を目的とし毎年行われている。本年は、県議会議員による県政報告や、輪之内町からは観光資源の発掘と活用について、安八町からは安八スマートインターチェンジの現状と、大垣江南線の事業進捗状況について報告と意見交換が行われた。

(4) その後、XXXXXXXXXXにおいて、引き続き交流会が行われた。

(5) 本件請求は、その会の帰路で使用されたタクシー代の立て替え分としてXXXXXXXXXXから安八町に対して請求されたものである。

- (6) タクシーは4台使用され、安八町議会議員10名、安八町長、議会事務局長の12名が分乗して利用した。
- (7) 平成30年9月14日、一般会計より支出したタクシー代(7/24 輪之内町・安八町議会議員交流会の折)17,320円を関係者で一般会計へ返金した。同日、これをもって、平成29年度の支出命令の取り消しがなされている。

第7 判断にあたっての関係法令等について

1 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨が規定されている。

2 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

3 町議会議員の権限及び職務について

町議会議員は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

また、法第89条以下で議会の規定が設けられており、町議会議員の権限及び職務については、法第96条第1項で「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」と規定されているほか、法第98条では当該普通地方公共団体等の事務に対する検査、監査の請求権、法第100条では当該普通地方公共団体等の事務に対する調査権等、法第162条では当該普通地方公共団体における副知事及び副市町村長の選任に際しての同意権が規定されるなど、その権限と職務は相当広範囲にわたるものである。

第8 監査の結論

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、本会について検討した。

上記「第6 事実関係の確認」の「2 監査対象事項について」で述べたように、本会は地域住民から公選された2町の議員が一堂に集い、住民の代表としての議員活動の更なる向上を図るとともに議会の改革や機能の強化を目的としたものである。

県内の情勢を把握するとともに、各町における取組や状況について活発な意見交換が行われることで、議会の更なる発展や地域住民の代表として町政に対する提案が期待され、ひいては町の円滑な運営や維持発展に資するものであるといえる。そうであるから、本会は、公務と認められる。

しかしながら、本件請求では、公金の支出の証拠書類であるタクシー代の請求書の内容における記載が乏しく、疑義を持たれることも考えられることから、平成30年9月14日の時点で、一般会計より支出したタクシー代（7/24 輪之内町・安八町議会議員交流会の折）17,320円が一般会計へ返金され、かつ、同日にこれをもって、平成29年度の支出命令の取り消しがなされている。

つまり、本請求で請求人が主張している請求内容については、違法若しくは不当な公金の支出が監査実施日において存在しない。

よって、安八町が損害を被ったとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第9 監査委員の意見

地域住民から公選された町議会議員の職務は広範で多岐にわたるため、公務か否かの判断をする際は、その内容について個別的に検討すべきであり、その支出にあっては不要な疑義を持たれることがないように検証し、透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に利用・対応をすべきである。